

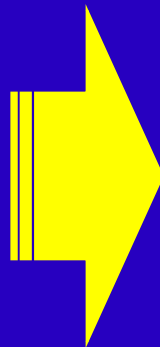
令和7年11月1日から

「太田市建設工事等資金貸付条例」

の一部が変わります

改正のポイント

請負金額が
130万円
以上



請負金額が
200万円
を超えるもの

※なお、11月1日より前に契約締結した案件については、従前の例によります。

詳しくはこちらにお問い合わせください。

TEL:0276-47-1928

太田市役所契約検査課 監理係

